

# 木造建築物の組立て等作業主任技能講習会のお知らせ

登録番号/熊労第18号-2  
登録満了日/令和8年6月5日

熊本労働局 NPO法人熊本県建設技能教習センター主催  
登録教習機関

日程 2026年6月13日(土)・14日(日)  
時間 午前9時30分～午後5時30分(2日間とも)  
※受付 午前9時00分～時間厳守

会場 富合公民館 研修室1 ◎定員30名  
熊本市南区富合町清藤400(アスパル富合内)

申込締切 5月29日(金)まで(定員になり次第終了)

講習会費 7500円(テキスト代含む)

※3日前までにキャンセルされた場合はテキスト代のみいただき、差額は返金します。  
※当日キャンセルの場合は返金できません。

証明写真2枚(縦3cm・横2.5cm)

印鑑(シャチハタ不可)

定員になり次第受付を締め切ります。早めにお申し込み下さい。  
※申込者が23名に満たない場合は中止または延期となる事もあります。

お申し込みは  
熊建労本部及び各支部へ



申し込み受付中

## ○労働安全衛生法

労働安全衛生関係法令により、木造建築物の構造部材の組立て等作業にあたっては、作業主任者の選任が義務付けられています。関係者にとって「作業主任者の取得は必要な資格」です。

## ○受講資格

- 1) 木造建築物の構造部材の組立て等の作業に、3年以上従事した経験を有する者
- 2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の土木、建築に関する学科を卒業した者で、その後2年以上木造建築物の構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者

## ○提出書類と準備

- 1) 所定の申込書にて事前に申し込んでください。
  - 2) 時間厳守・筆記具・昼食は準備下さい。
- ※5m以上の木造建築物の組み立てにはこの資格が必要です。取得者がいない場合工事がストップします。



熊建労で資格取得もかんたん